

職業紹介における手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 （内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額）の <u>50%</u> を超えない額 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号：14-ユ-302209

事業所の名称：株式会社マルワークス